

平成29年9月15日提出

平成29年9月市議会定例会議案

白 河 市

白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する 条例

白河市職員の退職手当支給に関する条例（平成17年白河市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第11条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。
附則に次の1項を加える。

10 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第25条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第11項第5号の改正規定及び附則第4項の規定は平成30年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の白河市職員の退職手当支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（第11条第11項第5号の規定を除く。）及び次項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 新条例第11条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第10項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した白河市職員の退職手当支給に関する条例第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であって白河市職員の退職手当支給に関する条例第11条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第11条第11項（第5号に係る部分に限り、白河市職員の退職手当支給に関する条例第11条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

平成29年9月15日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 81 号

白河市保育園条例の一部を改正する条例

白河市保育園条例（平成17年白河市条例第83号）の一部を次のように改正する。
第2条の表白河市おもてごう保育園の項中「60人」を「65人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成29年9月15日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第82号

白河市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

白河市放課後児童クラブ条例（平成19年白河市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

関辺小学校児童クラブ

白河市関辺松並26番地

を

関辺せきさん児童クラブ

白河市関辺松並32番地1

関辺みらくる児童クラブ

に改める。

第8条に次の1号を加える。

- (4) 正当な理由がなく次条に規定する保育料を滞納したとき。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第8条に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

平成29年9月15日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市駐輪場条例の一部を改正する条例

白河市駐輪場条例（平成17年白河市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（以下「原動機付自転車」という。）」及び「（以下「自転車」という。）」を削り、「以下「自動二輪車」」を「以下これらを「自転車等」」に改める。

第4条から第8条までを次のように改める。

（供用時間等）

第4条 駐輪場の供用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、駐輪場の補修その他管理上必要と認めるときは、駐輪場の全部又は一部の供用を休止することができる。

（使用料）

第5条 駐輪場の使用料は、無料とする。

（利用の制限）

第6条 次に掲げる自転車等は、駐輪場に駐車することができない。

- (1) 発火性又は引火性を有する物品その他危険な物品を積載している自転車等
- (2) 他の自転車等の駐車に支障となる物品を積載している自転車等
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載している自転車等
- (4) その他駐輪場の管理に支障がある自転車等

（禁止行為）

第7条 駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定された場所以外の場所に自転車等を駐車すること。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 駐輪場の施設若しくは設備又は駐車中の他の自転車等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) みだりに騒音を発すること。
- (6) 物品の販売等の営業行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐輪場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（自転車等の放置に対する措置）

第8条 市長は、駐輪場内に長期にわたり放置されている自転車等がある場合において、駐輪場の管理上支障があると認めるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者又は所有者（次項において「利用者等」という。）に自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、相当の期間を経過しても利

用者等が引き取らない自転車等があるときは、当該自転車等を処分することができる。
第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年9月15日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第84号

白河市財産区管理会条例の一部を改正する条例

白河市財産区管理会条例（平成17年白河市条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

小田川	広谷地	27番1	山林	598,975
萱根	足洗場	8番1	山林	78,541
計				677,661.98

を

小田川	広谷地	27番1	山林	549,421
計				549,566.98

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年9月15日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 85 号

利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、平成 28 年度白河市公営企業会計の利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度白河市公営企業会計の決算を議会の認定に付する。

なお、決算の内容及び審査意見書は、別冊のとおりである。

平成 29 年 9 月 15 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

- 1 平成 28 年度白河市水道事業会計
- 2 平成 28 年度白河市工業用水道事業会計

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第4号 損害賠償について

平成29年9月15日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第5号 損害賠償について

平成29年9月15日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第6号 損害賠償について

平成29年9月15日提出

白河市長 鈴木和夫

